

報道関係者各位

令和7年10月22日

防犯カメラの設置について

市役所庁舎における防犯対策の強化とカスタマーハラスメント対策を目的として、出入口および窓口付近に防犯カメラを設置しますのでお知らせします。

1. 設置場所及び台数 舞鶴市役所本庁（7台）
舞鶴市西支所（3台）

※撮影区域内に、防犯カメラ作動中である旨を掲示。

※データの保存期間は30日

2. 運用開始日 令和7年11月1日（土）

3. 運用方法 「舞鶴市防犯カメラの設置及び運用に関する規程」に基づき管理・運用



SDGs未来都市

舞鶴市 資産マネジメント推進課（担当：渡瀬、大内）

〒625-8555 舞鶴市字北吸1044

[TEL:0773-66-1045](tel:0773-66-1045)、[FAX: 0773-62-5099](tel:0773-62-5099)

E-mail:shisan@city.maizuru.lg.jp